

公開

平成18年10月19日

第10回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会の開催について

記

1 日時 平成18年11月15日（水）15：30～17：30

2 場所 中央合同庁舎第5号館16階専用第17会議室

3 議題

- (1) 飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の振興指針の改正について
- (2) その他

4 会議の開催に当たっての留意事項

- 会議は原則公開とします。
 - ・ 傍聴希望の方は、前日まで照会先へ氏名等を登録して下さい。
 - ・ カメラ等の撮影については、頭撮りとします。
 - ・ 記者及び傍聴者については、別紙の「傍聴される方へ」を厳守のうえ、会議を傍聴することができるものとします。

[照会先] 厚生労働省健康局生活衛生課
TEL 03(5253)1111[代表]
山田、佐野（内線2439）

(別紙)

傍聴される方へ

- 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- **携帯電話、ポケットベル等の電源は、必ず切って傍聴して下さい。**
- ビデオカメラ・テープレコーダー等の使用はご遠慮下さい。
- 分科会会場における言論に対して賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 傍聴中、新聞紙又は書籍の類を閲読することはご遠慮下さい。
- 傍聴中、飲食又は喫煙はご遠慮下さい。
- 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んで下さい。
- 審議中の入退席は慎んで下さい。
- 危険物を持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序維持のため不適当と認められる方の傍聴はお断りいたします。

以上の事項に違反したときは、退場していただくことがあります。

[トップへ](#)

[審議会議事録](#) [厚生労働省ホームページ](#)